

周南市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

周南市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	11

1. 計画の趣旨、現状

学校における「働き方改革」の一層の推進が、急務となっている。

その背景として、少子化や情報化など急激な社会の変化に伴い、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が増え続けていることが挙げられる。教育職員*1の業務は、児童生徒の成長を支える学習指導や生徒指導が中心であるが、実際には、それ以外にも各種調査等への対応や、保護者や地域住民の対応など多岐にわたる業務を担っている。これらの業務の全てを勤務時間内に終えることは難しく、教育職員の長時間労働が常態化している状況が続いている。

こうした状況を踏まえて、教育職員の労働環境の改善に向けた取組が行われてきた。例えば、国においては、平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」がとりまとめられ、平成31年1月には「公立学校の教師の業務時間の上限に関するガイドライン」*2（以下、「ガイドライン」）が制定された。こうした動きの中で、山口県（以下、県）においては、平成30年3月に、山口県教育委員会（以下、県教育委員会）が「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」（以下、「加速化プラン」）を策定した。その後、「加速化プラン」は、令和3年7月と令和6年4月の2度にわたり改訂されている。

本市においても、県教育委員会の「加速化プラン」に基づき、以下のような業務の見直し・効率化などに取り組んできた。

- ・ 統合型校務支援システム等の ICT 環境整備
- ・ ICT 教育アドバイザーの配置による教育情報化に関する環境整備や活用支援の推進
- ・ 水泳授業に係る民間施設活用実証研究事業
- ・ 部活動の地域展開に向けた動き（令和8年度に平日・休日全てを地域展開）
- ・ 特別な支援や介助を必要とする児童生徒を支援する生活指導員及び介助員の配置
- ・ 読書活動の推進と学習支援の充実を図る学校図書館司書・学校図書館指導員の配置
- ・ 授業準備、学級事務等の補助業務を行う教員業務支援員の配置 など

これらの取組により、本市では、教育職員の時間外在校等時間*3の年平均の数値が、令和6年度には小学校で41.6時間（平成28年度：48.3時間）、中学校で45.1時間（平成28年度：65.7時間）となり、一定の成果につながっている。

一方で、「学年・学級事務」や「校務分掌の業務」「教材研究」「部活動等の指導」などにより、令和6年度、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員が小学校で42.6%、中学校で44.4%存在しており、依然として時間外の業務が長時間に及ぶ教育職員が一定数いるという実態もあり、学校における「働き方改革」は、長年にわたり解決できないままの課題である。

こうした教育職員の過酷な労働環境のイメージが、結果として、我が国の教育を担う教育職員に優れた人材を確保することが困難となる状況を生み出しつつある。県においても、採用選考試験の志願倍率の低下や教員不足、教師の長時間勤務や精神疾患による休職者の増加など、非常に厳しい状況が見られるようになってきており、本市の教育現場においても一定の影響がある。

今、学校における「働き方改革」を確実に実現し、教育職員の働きやすさと働きがいの両立を図り、児童生徒に、これからの未来を生き抜くための資質・能力を育成する教育を行う「未来につながる学びがあふれる学校」にしていくことが求められている。

このような中、学校における働き方改革を一層加速させるため、国は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」*4）等関連法案の改正を行い、全ての教育委員会において、文部科学大臣が定める方針に即して、「働き方改革のための計画」を策定することを義務付けた。本市においても、このような国の動きを受け、市内小・中学校の実情を踏まえながら、実効性の高い「周南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」）を策定していく。

なお、この度、国から策定が義務付けられた「働き方改革のための計画」は教育職員を対象としたものである。しかし、当然のことながら、教育職員だけでなく事務職員をはじめとする学校教育に関わるすべての職員にとって、働きやすさと働きがいが両立する職場づくりは、「未来につながる学びがあふれる学校」にしていくために必須である。本市では、こうした認識のもと、「計画」を策定していく。

*1 「給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員」のことをさす。

〈給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員〉

- ・義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
- ・教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

*2 平成31年1月25日に文部科学省が、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、制定したもので、「勤務時間」の考え方や1か月の在校等時間について、45時間以内とするなど勤務時間の上限が示された。

※「超勤4項目」

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を越えて勤務させる場合等の基準を定める政令」に「教育職員に対して時間外勤務を命ずる場合、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限りものとする」として「イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務」「ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務」「ハ 職員会議に関する業務」「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とするその他やむを得ない場合に必要業務」が示されている。

*3 時間外在校等時間については、「ガイドライン」において「教師等が校内に在籍している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。」と示されている。

「ガイドライン」には、「上限の目安時間」として「①1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。」「②1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。」と示されている。

*4 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定める」ことを趣旨に昭和46（1971）年に制定された。

（参考：文部科学省ホームページ）

2. 目標

○ 本計画の目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内(年360時間以下)にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 ※【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする 【13.5日】
- ・ストレスチェックの結果を活用し、高ストレス者の割合を減少させる 【15.1%】
- ・ストレスチェックの結果を活用し、「ワーク・エンゲイジメント*5と職場の一体感」に関する質問項目のポイントを上昇させる
 - ① 活力がみなぎる 【2.5点(4点満点)】
 - ② 仕事に誇りを感じる 【3.1点(4点満点)】
 - ③ お互いの理解 【3.0点(4点満点)】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

*5 仕事にやりがい(誇り)を感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得ている状態を指す

(出典:厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」)

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 毎年度実施状況を確認し、本計画の見直しを進める。

※ 令和11年度以降については、本計画期間中の取組状況や成果、学校の実情等を踏まえ、次期計画の策定を含め、必要な対応を検討する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

※《★★★》：令和8年度の重点取組

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、教育の質を向上させながら、教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境を整えるため、学校と連携・協働して、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 市教育委員会においては、教育職員一人ひとりの負担軽減と教育の質の向上を両立する観点から、国が示す「学校と教師の業務の3分類」*6（以下「業務の3分類」）を一つの整理の視点として活用し、取組を進める。
- 市教育委員会においては、学校における業務の見直しの状況及び教育職員の勤務の実態を適切に把握し、情報発信するとともに、市教育委員会で進めている取組について積極的に周知を図る。

*6 中央教育審議会における議論を踏まえ、文部科学省から令和7年に出された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に示された業務量の縮減や役割分担の見直しを進めるための考え方

[学校と教師の業務の3分類]

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

ア 学校以外が担うべき業務 ※【 】内の丸数字は「業務の3分類」に示された番号に対応（以下同じ）

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【①】

継続 登下校時の対応について、学校運営協議会や地域協育ネットの枠組みを生かした見守り活動の取組を推進できるよう支援するとともに、情報提供する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応【②】

継続 放課後から夜間等における見回りについて、青少年育成センターの取組を中心に、学校運営協議会や地域協育ネットの枠組みを生かした活動を推進できるよう支援するとともに、情報提供する。

継続 児童生徒が補導されたときの対応について、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、学校は児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合に対応することを周知する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）【③】

新規 学校徴収金の徴収・管理について、「周南市立小中学校徴収金取扱規程」を踏まえ、公会計化や直接購入など教育職員が関与しない方法を検討する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等【④】

継続 地域学校協働活動推進員を中学校区に1名配置し、主に小学校で活動している地域コーディネーターの統括的役割を担うことで、関係者間の連絡調整等を行う仕組みとしており、引き続き研修等を通じて活動の充実が図られるよう取組を進める。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応【⑤】

継続 児童生徒間のトラブルやいじめ、事故等の未然防止の取組を推進するために、管理職や担当教育職員の研修等を実施する。

継続 学校単独では対応困難な事案が生じた場合には、学校と連携を図り対応を進めるとともに、市の法務担当部署等とも連携を図る。

新規 県教育委員会が策定する県立学校の教育職員がカスタマーハラスメントに対応する際のガイドラインを参考にして、市長部局とも連携して令和8年度中に本市のガイドラインを作成する。《★★★》

新規 本市が作成するガイドラインに基づき、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応について、研修を実施する。《★★★》

新規 市長部局と連携して苦情等に対応する相談窓口の設置等を進める。《★★★》

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答【⑥】

継続 実施する調査等について、精選と見直しを図る。

継続 可能な限りWEBで調査等を実施し、学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。

継続 国、県が実施する調査等について、市教育委員会で回答できるものについては、学校に依頼せず、市教育委員会で対応する。

新規 学校における調査・統計への回答等のうち、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等も含め、回答するよう各学校に促すとともに情報提供する。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理【⑧】

継続 統合型校務支援システム等のICT環境整備、ICT教育アドバイザーの配置等を引き続き推進する。

継続 教育職員のICT活用指導力の向上や児童生徒の情報活用能力の育成を図るために、担当教育職員等を対象とした研修を実施する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理【⑨】

継続 「周南市小・中学校プールのあり方」の基本方針に基づき、令和6年度から8年度までの3年間で、民間施設のプールや専門のインストラクターを活用した水泳授業について実証研究を行う。

新規 体育館・運動場のスポーツ開放について、予約システムを導入し、学校負担の軽減及び利便性の向上を図る。

◆校舎の開錠・施錠【⑩】

継続 引き続き、各学校の状況に応じて適切に機械警備を整備する。

継続 校長会等の機会を通じて、役割分担の見直しに向けた点検等を行うことを促すとともに、情報提供する。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮【⑪】

継続 学校や地域の実情に応じて、学校運営協議会を中心に休み時間における安全への配慮の在り方について協議を行うよう促すとともに、情報提供する。

◆校内清掃【⑫】

新規 児童生徒が行う校内清掃の実施回数や範囲について点検し、必要に応じて改善を図るよう各学校に促すとともに、情報提供する。

◆部活動【⑬】

継続 令和8年6月以降、部活動を廃止し、平日、休日の全ての活動を地域展開する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備【⑮】

継続 教育職員が児童生徒と向き合う時間を十分確保し、豊かな学びを支える教育活動が一層充実するように、授業準備、学級事務等の補助業務を行う教員業務支援員を小・中学校に配置する(令和7年度 33校29名)。

継続 児童生徒が言語能力や情報活用能力等を伸ばすことができる学校づくりを推進できるよう、学校図書館司書、または読書活動に高い意識をもつ学校図書館指導員を小・中学校に配置する(令和7年度:学校図書館司書12名、学校図書館指導員14名)

◆学習評価や成績処理【⑯】

継続 校務支援システムを整備し、学校における学籍に関する処理や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

新規 自動採点システム等を整備し、学校における採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。《★★★》

◆学校行事の準備・運営【⑰】

継続 教員業務支援員を小・中学校に配置し、教育職員とともに学校行事の準備・運営に参画できるよう各学校に促すとともに、情報提供する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応【⑱】

継続 特別な支援や介助を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援を行えるよう、介助員や生活指導員などを配置する（令和7年度140名）。

継続 関係機関との連携をより一層強化し、様々な課題を抱える児童生徒に対する心のケアや感情への働きかけにより、諸課題の早期の解決を図れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを任用する。（令和7年度 SCI名、SSWI名）

継続 学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築するために、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を年1回以上実施する。

(2) 学校における措置の推進

○ 学校は、以下の取組を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

■具体的な取組

継続 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成しない。

継続 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直す。
中学校においては部活動の地域展開への対応を踏まえ、日課表の見直しを行う。
（例）清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など

継続 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員に対し、管理職が面談等を実施し、必要に応じて業務の軽減に向けた指導助言を行う。

継続 「児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等」につながる児童生徒に係る事件・事故や不祥事の未然防止に向けた研修を実施する。

継続 デジタル技術の活用により、学期末や年度末の成績処理や書類作成、学校が行うアンケート、欠席・遅刻連絡などの校務の効率化を図る。

継続 県教育委員会の「加速化プラン」に基づいて、勤務時間外は留守番電話対応とする。

継続 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。《★★★》

新規 各学校が作成するグランド・デザインや、各教育職員が作成する自己目標シートに業務改善や働き方に関する内容を位置付け、業務改善や時間外在校等時間の削減に向けた取組の向上を図る。《★★★》

新規 学校評価を行うに当たり、学校における働き方改革の観点を踏まえた項目を設定し、業務改善や働き方改革の推進の方向性を見いだす。

(例)

- ・学校における教育職員の時間外在校等時間の縮減状況や適切な校務分掌の状況
- ・校務のデジタル化に向けた取組状況(「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく学校における校務DXの取組状況)
- ・労働安全衛生法に基づく学校における労働安全衛生管理体制の整備状況
- ・教育課程の工夫の状況(年間総授業時数・週当たり授業時数、日課の見直し、学校行事の精選等)

新規 チーム担任制の導入等について検討し、学級担任の業務を分散するとともに、協働的な生徒指導を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○ 市教育委員会においては、教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

■ 具体的な取組

継続 1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に医師による面接指導の実施を促進する。

継続 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう(長期休業の活用等)、各学校に対して取得を働きかける。

継続 長期休業等の期間中に7日間程度の一斉閉庁期間の設定を行う。

継続 県教育委員会が作成する「働き方改革に係るリーフレット」を活用して、保護者や地域の働き方改革推進への理解と協力を働きかける。

継続 学校や地域の実情に応じて、学校運営協議会等での協議を通して、(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しについての理解や協力を得られるよう努める。

継続 学期末・学年末の事務処理への教育職員の負担軽減を図るために、日課の見直し等を行うよう学校に促し、勤務時間内に業務が終えられるように働きかける。

新規 11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組むよう各学校に促す。

新規 心身の健康問題についての相談窓口を市教育委員会に設置する。

新規 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう各学校に促す。
《★★★》

検討 早出遅出勤務制度の拡大(現行:長期休業中は全教育職員対象。育児・介護に係る教育職員については随時)について、令和9年度までに検討を行う。

検討 持ち帰り残業時間の適切な把握とともに、持ち帰り残業を生まない環境づくりについて研究を進め、情報提供する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

※《★★★》：令和8年度の重点取組

- 市教育委員会においては、本計画をより実効性のあるものとするとともに、成果と課題を踏まえ、取組の改善と充実を図るため、以下の内容に取り組む。

継続 教育の質の向上を目指し、学習指導や生徒指導等、学校課題の解決に資するよう、引き続き伴走支援を推進する。《★★★》

継続 各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校がある場合には、当該年度中にも状況が改善されることを目指し、当該学校に対し個別に支援を行う。

《★★★》

継続 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

新規 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を役職ごとに把握し、毎年度周南市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。《★★★》

新規 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

新規 時間外在校等時間に係る目標等の達成状況については、本市で導入しているT-netや本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。《★★★》

新規 チーム担任制や、次期学習指導要領とそれに基づく教育課程の実施に向けた研究を進め、管理職や中核となる教育職員を対象とした研修会を実施する。

新規 働き方改革の推進状況の確認や、更なる取組の推進に向けて、「周南市働き方改革推進委員会」（仮称）を設置し、関係者からの意見聴取や協議を行う。《★★★》

検討 年度末・年度始めの事務処理の増加による教育職員の負担軽減を図るために、年度末・年度始めの休業期間の延長について、規則改正に向け、関係機関との調整を進める。

周南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
令和8年3月策定

周南市教育委員会(担当課:学校教育課)
〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
T E L:0834-22-8542 FAX:0834-21-2161
E-MAL:ed-gakkyo@city.shunan.lg.jp
HP:<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/58/>